

災害救助法の見直しの経緯

平成27年1月

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定)
災害救助法の委任規定の活用を地方公共団体に通知

平成28年4月 熊本地震

平成28年12月

中央防災会議 防災対策実行会議熊本地震WG報告書

- ・ より迅速、的確な救助の実施、災害救助の事務を円滑に行うという観点から、現行法による救助の実施体制や広域調整の在り方についても検討すべきである。

平成28年12月26日～平成29年12月14日

災害救助に関する実務検討会(全5回)

都道府県、政令市の実務経験者が参加

◎最終報告書

(内閣府の提言)

- ・ 都道府県との連携体制が確認された政令市に限り救助主体とする。
(都道府県の意見)
- ・ 指揮命令系統が二元化し、資源配分は政令市に偏るおそれがある。

平成30年2月1日～平成30年3月28日

災害救助事務の連携強化に関する協議の場(全4回)

宮城県、愛知県、兵庫県、仙台市、名古屋市、神戸市及び住宅関係業界が参加し、協議

○実際の災害経験を踏まえ、政令市が救助主体となったとしても、資源配分は都道府県が一元的に担うべきであり、そのために広域調整機能の明確化が必要であることが確認された。